

単体自己資本比率

■単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

| | 平成26年3月31日 | 平成27年3月31日 |
|------------------------|------------|------------|
| 1 単体総自己資本比率（4/7） | 13.13 | 13.04 |
| 2 単体Tier1比率（5/7） | 11.44 | 11.44 |
| 3 単体普通株式等Tier1比率（6/7） | 11.44 | 11.44 |
| 4 単体における総自己資本の額 | 4,152 | 4,542 |
| 5 単体におけるTier1資本の額 | 3,618 | 3,986 |
| 6 単体における普通株式等Tier1資本の額 | 3,618 | 3,986 |
| 7 リスク・アセットの額 | 31,612 | 34,833 |
| 8 単体総所要自己資本額 | 2,529 | 2,786 |

（注）自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。
 なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的內部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

当行は、「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第30号）に基づき、自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による合意された手続による調査業務を受けております。なお、本業務は、財務諸表の会計監査の一部ではありません。また、本業務は、自己資本比率そのものや自己資本比率の算定に係る内部統制について意見を表明されたものではなく、自己資本比率の算定に係る当行の内部管理体制の一部について、監査法人が調査業務を実施し、当行がその結果の報告を受けたものであります。

店舗・人員の状況

■店舗数の推移

（単位：店）

| | | 平成26年3月31日 | 平成27年3月31日 |
|----|------|------------|------------|
| 国内 | 群馬県 | 105 (18) | 105 (18) |
| | 埼玉県 | 23 (—) | 23 (—) |
| | 栃木県 | 10 (1) | 10 (1) |
| | 東京都 | 6 (—) | 7 (—) |
| | 神奈川県 | 2 (—) | 2 (—) |
| | 千葉県 | 1 (—) | 1 (—) |
| | 長野県 | 1 (—) | 1 (—) |
| | 大阪府 | 1 (—) | 1 (—) |
| | 合計 | 149 (19) | 150 (19) |
| | 海外 | 支店 | 1 |
| 合計 | | 1 | 1 |

（注）1. 上記のほか、店舗外現金自動設備等を以下のとおり設置しております。

| | 平成26年3月31日 | 平成27年3月31日 |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 店舗外現金自動設備 | 214か所 | 213か所 |
| 共同ATM | 41,024か所 | 43,345か所 |
| 株式会社イーネット※ | 13,000 (248) | 13,204 (160) |
| 株式会社セブン銀行 | 17,866 | 19,355 |
| 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス※ | 10,155 (90) | 10,786 (94) |
| 株式会社三井住友銀行 | 3 | — |

※（ ）内は当行が幹事金融機関として設置している共同ATM

- 国内店舗数には出張所を含んでおり、（ ）内が出張所数であります。
- 上記のほか、付随業務取扱事務所を20か所（前年度末20か所）設置しております。
- 上記のほか、駐在員事務所を上海（中国）に1か所（前年度末1か所）設置しております。
- 代理店は設置しておりません。

■従業員の状況

| | 平成26年3月31日 | 平成27年3月31日 |
|--------|------------|------------|
| 従業員数 | 3,342人 | 3,264人 |
| 平均年齢 | 39年 7月 | 39年11月 |
| 平均勤続年数 | 16年 8月 | 16年11月 |
| 平均給与月額 | 421千円 | 423千円 |

- （注）1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。